

仕様書

- 1 件 名 自動販売機設置について（校舎棟）
- 2 設置場所 東京都立狛江高等学校 体育館棟1階出入口
- 3 目 的 生徒教職員の福利厚生の一環として、自動販売機を設置する。
- 4 期 間 令和6年4月1日～令和9年3月31日（3年間）
- 5 仕様内容
 - (1) 設置台数
 - ①自動販売機2台
 - (2) 販売品目
 - ①清涼飲料水、ミネラルウォーター、茶・コーヒー、栄養補助食品
 - ②スポーツドリンク・経口補水液等の熱中症予防・栄養補助飲料を含める。
 - ③冬季はホット・コールド両方を取り扱う。
 - ④販売品容器は、ペットボトル、缶（キャップ付）、ブリックパック等とする。
 - (3) 販売価格設定
市価より低廉であること。空容器デポジット制を採用しないことを前提に価格設定すること。
 - (4) 機器仕様
 - ①東京都グリーン購入ガイドに適合する機器であること。
 - ②電子マネー（ICカード）対応機とすること。
 - ③空デポジット制は採用しない。他社で購入した容器でも回収すること。
 - ④非常災害時対応（ライフラインベンダー）とすること。
 - ⑤その他、特別な提案がある場合は、書面にて具体的に申し出る。
 - (5) 設置及び管理方法
 - ①学校長の指定する場所に設置すること。
 - ②本体に漏電遮断器の設置、転倒防止を行うこと。
 - ③自動販売機に電気使用量の子メーターを使用者の負担により設置すること。
 - ④電気料金は、毎月、学校長の指定する方法で納入する。
 - ⑤設置・移転・メンテナンスに係る諸費用は、全て使用者の負担とする。
 - ⑥販売時間は、学校長が指定する時間帯に設定すること。
 - ⑦品切れ及びつり銭切れが起こらないようこまめに補充する。万一、品切れ・つり銭切れが生じた場合には、速やかに金銭の払い戻しに応じること。
 - ⑧補充時には、販売機の点検整備を行い、空き容器は撤収する。同時に、清掃し周辺美化を保つこと。
 - ⑨故障、異常発生時には、速やかに対応すること。
 - ⑩保健衛生管理全般に配慮し、特に商品の賞味（消費）期限の管理は厳重に注意すること。
 - ⑪搬入等の作業時間は、原則平日午前8時30分～午後4時30分、土日祝日は不可とする。
ただし、休日等であっても、学校行事等により必要とする場合は、本校の求めに応じて補充等の作業を行うこと。
 - ⑫搬入等による本校敷地内への車両の乗入れは、生徒等の通行を優先し、事故がないよう十分に注意すること。
 - ⑬ディーゼル車規制の遵守について本契約にあたって、自動車を使用または使用させる場合は、東京都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に適合する自動車とすること。なお、適合の確認のため、当該自動車の自動車検査証、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示または写しの提出を求められた場合には、速やかに提示または提出すること。
 - ⑭その他、運用上、特別な提案がある場合は、書面にて具体的に申し出る。